# 熊本ふっこう応援割取扱要領
# ＜宿泊事業者用＞

（2026 年 10 月 16 日時点）

## 第１　熊本ふっこう応援割

### １. 概要

熊本ふっこう応援割（以下「本事業」という。）は、令和八年熊本地震観光支援事業費補助金を活用し、熊本県へ宿泊する旅行者が旅行商品又は宿泊商品を購入する際に、旅行事業者や宿泊事業者が割引を行うために必要な経費を支援する事業であり、これにより観光再生を図ることを目的としています。

本取扱要領は、熊本県が定める熊本ふっこう応援割事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、宿泊事業者における対象商品の販売、実績報告その他必要な事項を定めるものです。本取扱要領に定めのない事項については、要綱の定めるところによります。

なお、本事業に係る事務は、熊本ふっこう応援割事務局（以下「事務局」という。）が行います。

### ２. 定義等

（１）　本事業による補助金は、旅行代金・宿泊料金に対して負担軽減を目的として補助をする販売補助金（以下「販売補助金」という。）です。

（２）　本事業は、目的地が九州地方に限定される宿泊を伴う旅行商品又は宿泊商品のうち、熊本県における１泊以上の旅行商品若しくは宿泊商品又は熊本県の宿泊を含む周遊型旅行商品（以下「旅行商品等」という。）を対象とし、旅行代金・宿泊料金が割り引かれるもの（以下「対象商品」という。）です。

（３）　本事業における定め（以下「規程類」という。）は次のとおりです。

| 名称 | 定義 |
|---|---|
| 熊本ふっこう応援割 事業実施要綱 | 本事業の実施について県が定める基本的な事項を示すもの。 |
| 熊本ふっこう応援割 取扱要領＜宿泊事業者用＞ | 本事業の根幹となる定め。 |
| 熊本ふっこう応援割 取扱マニュアル＜宿泊事業者用＞ | 宿泊事業者の実務に即して事業の制度等を解説しているもの。 |
| 熊本ふっこう応援割 FAQ＜宿泊事業者用＞ | 取扱マニュアル＜宿泊事業者用＞を補完し事業制度等の詳細な解説や考え方を示すもの。 |
| 熊本ふっこう応援割 登録申請マニュアル＜宿泊事業者用＞ | 宿泊事業者の参画登録申請の手順等を定めたもの。 |
| 熊本ふっこう応援割 補助金申請マニュアル＜宿泊事業者用＞ | 宿泊事業者の補助金申請の手順等を定めたもの。 |
| 事務連絡 | 適宜メール等で発信されるもので、速やかに周知を目的とした内容を掲載したもの。 |

## ３. 事業期間

本事業の対象となる事業期間は以下のとおりとします。

【対象宿泊期間】

2026 年 10 月 1 日（木）から 2026 年 12 月 25 日（金）宿泊分

（2026 年 12 月 26 日（土）チェックアウト分まで）

【対象予約期間】

対象商品販売開始日 2026 年 9 月 15 日（火）～ 予算が無くなり次第終了

※2026 年 9 月 15 日（火）以降かつ交付決定日以降に予約がなされた対象商品が対象です。

※上記期間中であっても、熊本県に配分された予算が無くなり次第、終了します。

## ４. 販売補助金の対象となる商品の販売者

販売補助金の対象となる商品（宿泊サービス）を販売する事業者（間接補助事業者）は、次に掲げる者とします。これらの者が本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り対象です。

（１） 販売補助金の対象となる商品（宿泊サービズ）を販売する事業者

以下のものとします。

① 旅館業法にもとづき旅館業の許可を受けた宿泊事業者

② 住宅宿泊事業法（民泊新法）第 3 条第 1 項の届出にかかる住宅

ただし、旅館業のうち下宿営業、風営法の適用を受ける宿泊施設、及び国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項の認定を受けた事業を営む施設は除きます。また、デイユースは補助対象外です。

（２） 参画事業者登録

熊本県は、宿泊事業者からの登録申請を受け、当該宿泊事業者が次のいずれにも適合すると認めるときは、参画事業者として登録します。参画事業者として登録を受けることができる者は、上記の旅館業の許可を受け、かつ次のいずれにも該当する者とします。

① 参画登録時点で九州内に事業所を有すること。

② 事業を継続的に営んでいること。

③ 過去 1 年間に九州地方への宿泊予約実績又は送客実績が確認できること。

④ 日本の金融機関に口座を有すること、又は日本国内に営業拠点を有する金融機関に円建ての口座を有すること。

⑤ 国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。

⑥ 本事業を適切に実施するための人員及び体制を有すること。

⑦ 日本語による連絡調整が可能な担当者を指定すること。

⑧ 宿泊実績及び販売実績を適切に管理するシステムを有すること。

⑨ 保存が必要な書類を適切に管理すること。

⑩ 抽出監査及び実地調査に協力できること。

⑪ 熊本県又は事務局からの照会に対し、速やかに応答できる体制を有すること。

⑫ 規程類の内容を確認したうえで、誓約事項に同意すること。

⑬ その他県又は事務局が適当と認める者であること。

## ５. 販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項

参画事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

（１） 大綱

① 本取扱要領を含む規程類やそれらに関連して発信されるすべての情報（事務連絡を含む）等に従うこと。

② ①については、適宜修正がなされる場合があるので、必ず最新のものを確認し、従うこと。

（２） 細目

① 旅行当日、旅行者（代表者）による利用証明書への署名等が必要であるため、旅行者への適切な周知を行うとともに、利用証明書の署名等の依頼、確認及び保存を行うこと。旅行者が旅行事業者を通じて予約した宿泊サービスについても利用証明書が必要です。なお、旅行当日、宿泊施設において適切に利用証明書の署名等ができない場合は、補助対象外となることがあります。

② 参画事業者は、関係法令の一切を遵守し、公序良俗に反しないこと。

③ 架空予約など、予約を捏造しないこと。

④ 旅行者が宿泊施設を予約したものの実際には宿泊施設に宿泊しないことや、やむを得ない場合を除き、旅行や宿泊サービスの全部又は一部に参加しないような行為のほう助や教唆等をしないこと。

⑤ 宿泊料金の水増しなど、販売補助金を不当に多く引き出すことに繋がる一切の行為をしないこと。

⑥ 本事業以外の国又は地方公共団体の補助金等の交付を受けている場合で、本事業による販売補助金の金額との合計額が販売価格（税及びサービス料を含む。以下同じ。）を超える場合、その超える部分は対象外です。

⑦ 熊本県の定める対象商品販売開始日以降、かつ本事業への参画登録の承認を受けた日以降に予約がなされた対象商品が補助の対象です。これらの日より前に予約がなされた宿泊サービスは、他の条件を満たす場合であっても補助の対象外です。

⑧ 販売補助金の申請にあたっては、旅行会社の造成する商品が本事業の定めに適合していることを担保することのみならず、旅行者が本事業に定める条件等に適合していることを担保するよう善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

⑨ 対象商品の販売に際しては、国の補助事業であること並びに本来の価格及び割引後の価格を明示すること。

⑩ 対象商品の販売に際し、補助分をあらかじめ上乗せするなど、本来の価格を不当に設定しないこと。合理的な範囲を上回る高額な価格設定を行っていることが明らかであるなどの場合は、国へ報告を行うとともに、厳正に対処します。

⑪ 旅行者が公平に購入することができる販売方法を用いること。また、取引先等の関係者に優先的に販売することを禁止します。

⑫ 観光支援という本事業の目的に照らし、ビジネス目的での本事業の利用を防止すること。

⑬ 正当な理由なく、特定の旅行者が支援を受けられない等の差別的な取扱いが生じないようにすること。

⑭ 補助対象となる宿泊実績について、虚偽の登録、架空計上、重複計上その他不正な申請を行わないこと。

⑮　別に定める誓約事項を遵守すること。

⑯　反社会的勢力の排除

ア　　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

（ア）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。

（イ）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（ウ）暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

（エ）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（オ）暴力団又は暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与している者

（カ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

イ　　アの（ア）から（キ）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

## ６.販売補助金の対象となる商品

（１）　販売補助金の対象となる商品

本事業における販売補助金の対象となる商品は次のとおりであり、募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行のいずれの旅行形態も補助の対象です。ただし、上記「５.販売補助金の対象となる商品の販売者が遵守すべき事項」を遵守せずに造成された不適切な商品は対象外です。

なお、旅行業の登録を受けた宿泊事業者が、以下の②及び③の旅行商品を販売しようとするときは、旅行会社用の規程類に従ってください。

①　宿泊商品（宿泊サービス単体商品）

熊本県に本事業への参画登録のある宿泊事業者（以下「参画宿泊事業者」という。）が提供する宿泊サービスである必要があります。なお、宿泊サービスのうち、利用開始時と利用終了時が同日であるもの（デイユース）は除きます。

②　宿泊を伴う旅行商品

宿泊サービスのみで補助の対象の旅行商品となります。宿泊サービスには運送サービス等を加えることが可能です。ただし、参画宿泊事業者以外を旅行商品等に含めた場合は、販売補助金の対象外です。

③　宿泊を伴う旅行商品（交通付）

宿泊を伴う旅行商品（交通付）とは、旅行事業者が、宿泊を伴う旅行商品に、次に定義する運送サービスを付加し一体として提供する旅行商品等をいいます。

ア　航空機

航空機による移動を含むものはすべて対象です。ただし、遊覧飛行は除きます。

イ　鉄道

有料列車の利用を含むものが対象です。

ウ　船舶（フェリー等）

人の運送を行っていれば、旅客船のみならず貨物船も対象です。

エ　貸切バス

貸切バス（道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号における一般貸切旅客自動車運送事業の運行の用に供されるバス）の利用が対象です。

オ　乗合バス

カ　タクシー、ハイヤー

ただし、参画宿泊事業者以外を旅行商品等に含めた場合は、販売補助金の対象外です。

④周遊型旅行商品

ひとつの旅行商品の中で、宿泊地が 2 県以上となる場合は、周遊型旅行商品です。ただし、九州地方以外の宿泊地や参画宿泊事業者以外を旅行商品等に含めた場合は、販売補助金の対象外です。

（２）　販売補助金の対象とする商品の基準・考え方

①　現金及び現金と同等に扱われる金券、換金目的や換金性の高いものを含まないこと。

換金性の高いものとは、次のとおりです。

ア　金券類（QUO カード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）

ただし、金券類のうち、宿泊施設の館内利用券など、一定の条件を満たすものについては、商品に含めることが可能です。詳細は、取扱マニュアル＜宿泊事業者用＞に記載します。

イ　収入印紙や切手

②　宿泊商品に含まれる物品やサービスの内容が当該旅行目的地に相応であること。

③　宿泊商品に含まれる物品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと。

④　旅行者自身が目的地での旅行期間中に購入又は利用するものであること。

⑤　ライセンスや資格の取得を目的としないもの。

⑥　上記①から⑤までのほか、宿泊商品として不適切と認めるものは対象外です。

## ７. 補助金

（１）　販売補助率

宿泊サービス単体商品の総額の 60%とします。

宿泊税・入湯税は、総額に含めることができません。

なお、端数処理は 1 円未満までの切り捨てとします。

（２）　販売補助金の上限額

宿泊サービス単体商品　１宿泊契約１人あたり　20,000 円

（３）　利用回数の制限

なし

なお、販売補助金は、各参画事業者に配分された予算枠（以下「予算枠」という。）の範囲内で交付します。

## ８. 実績の確認及び書類の保存

（１） 宿泊実績の確認

① 販売補助金の対象は、参画事業者の宿泊施設において、実際に宿泊が行われた商品に限ります。

② 参画事業者及び参画旅行事業者は、宿泊の実態を確認できるデータを保有し、熊本県又は事務局の求めに応じて提出できる体制を整えなければなりません。当該データには、予約の内容を特定することができる番号、宿泊施設、宿泊人数、旅行代金割引額及び割引後の支払額を含むものとします。

③ 熊本県又は事務局は、必要に応じて、参画事業者が保有する宿泊台帳、予約記録、精算記録その他の関係書類との照合を行うことができます。参画事業者は、この照合に協力しなければなりません。

④ 熊本県及び事務局は、旅行者を特定できる個人情報を取得しないことを原則とします。参画事業者が宿泊実績確認資料を提出する場合は、旅行者の氏名、住所、電話番号その他個人を特定できる情報をマスキングしてください。

⑤ 熊本県又は事務局が求める資料を正当な理由なく提出しない場合は、当該案件を補助対象外とすることがあります。

（２） 書類の保存義務

① 参画事業者は、販売補助金の申請及び交付に関する資料、宿泊実績確認資料、販売補助金算定資料その他の関係書類を、事業終了年度の翌年度から 5 年間保存しなければなりません。

② 保存する資料は、予約の内容を特定することができる番号、宿泊施設、宿泊人数、旅行代金割引額及び割引後の支払額が確認できる情報を含むものとします。

③ 個人情報を含む資料は、関係法令及び社内規程に基づき適切に管理してください。

④ 保存期間中に熊本県又は事務局から資料の提出を求められた場合は、速やかに応じなければなりません。

## ９. その他

（１）　法令、言語、通貨及び時間

①　本事業において適用される法令は日本法とし、訴訟となった場合は、熊本県の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

②　参画事業者は、熊本県及び事務局との間に生じるすべての手続きについて、日本語及び日本国通貨を用いるものとします。また、販売補助金の送金に係る費用は事務局が負担し、返納に係る送金費用は参画事業者が負担します。

③　本取扱要領において示す時間は、すべて日本標準時とします。

（２）　その他

①　熊本県又は事務局が、本取扱要領に定めるもののほか不適切であると判断した場合又は遵守すべき事項が守られていないと判断した場合は、当該申請について販売補助金を交付しないこと、又は既に交付した販売補助金の交付決定を取り消すことがあります。この場合、参画事業者は速やかに当該補助金を返納してください。

②　本取扱要領に定める遵守事項は、事業実施期間を含め、本事業が終了した年度の翌年度から５年間適用します。

③　本事業に関する手続き及び補助事業の実施に伴って参画事業者が不利益を被る場合であっても、熊本県及び事務局は一切の費用を負担しません。

# 第２　本事業における登録手続き

## １. 本事業における参画登録申請

（１）　参画登録申請とは

宿泊事業者情報の登録、販売補助金の対象となる宿泊サービスの提供及び販売補助金の予算枠の配分を受けるための申請をいいます。

なお、本事業参画中、事業譲渡を行う場合は、参画終了の手続きが必要です。また、事業を承継する事業者が引き続き本事業への参画を希望される場合、改めて登録申請が必要です。

（２）　参画登録申請の具体的な手続き

①　申請方法

熊本ふっこう応援割公式ホームページから申請してください。メール認証後、当該メールアドレスに届いた認証メールに記載の URL より、事業者登録フォームに進み、参画登録申請に必要な情報等を入力してください。申請完了後、補助金審査管理システムの事業者マイページにログインできるようになります。

②　参画登録に必要な情報等

ア　事業者情報

イ　担当者情報

ウ　口座情報（宿泊事業者用）

エ　ウの口座情報が確認できる書類

通帳の写し（表紙と表紙裏面の見開きページ）、キャッシュカードの写し、口座証明書、インターネットバンキング口座情報記載画面のコピー等

オ　誓約事項への同意

カ　その他熊本県又は事務局が必要と認める書類

（３）　参画登録の審査

熊本県又は事務局は、申請者が本取扱要領に定める要件を満たすと認めるときは、参画事業者として登録します。

（４）　参画登録の取消し

熊本県又は事務局は、参画事業者が規程類に違反した場合は、参画事業者としての登録を取り消すことができます。

## ２. 予算枠割当額決定及び通知

（１）　予算枠割当額の決定

①　予算枠は、補助金審査管理システムの事業者マイページにて通知します。（交付決定通知）

②　事務局は、参画事業者ごとに予算枠を割り当てます。また、予算の執行状況その他必要と認める場合は、予算枠の追加配分又は再配分を行うことがあります。

（２）　予算枠割当額の変更

事務局は、参画事業者の予算進捗状況を確認のうえ、予算枠割当額の増減額を事業者マイページにて通知します。

## ３. 月次報告・実績報告の期間・方法

（１）　予算枠割当額の決定を受けた参画事業者は、当該事業が完了するまでの間、月末締め、翌月 15 日までに次の書類を事務局へ提出してください。

① 実績報告書兼請求書（様式第４号の２）

② 実績内訳シート（別記様式第１号の１）

③ （交通付旅行商品の場合）旅程及び旅行内容が確認できる書類（募集チラシ、販売画面のスクリーンショット等）

④ ①に掲げる書類のほか、事務局が必要と認める書類

（２）　補助金の請求（様式第３号の１及び様式第７号び１の提出）があった場合は、事務局が内容を審査の上、適正な内容であ　ると確認したときに、参画事業者の指定口座に補助金を振り込みます。

## ４. 補助金交付の条件

熊本県による定めに従うものとします。

## ５. 状況報告及び調査

熊本県による定めに従うものとします。

（１）　抽出監査

① 熊本県又は事務局は、補助金申請案件のうち任意に抽出した案件について、追加資料の提出を求めることができます。

② 参画事業者は、宿泊の事実及び補助金算定の根拠を示す資料を提出しなければなりません。

③ 正当な理由なく提出しない場合は、当該案件を補助対象外とすることがあります。

（２）　実地調査

① 熊本県又は事務局は、抽出監査の結果必要と認める場合、参画事業者に対し、必要な資料の提出、説明又は実地調査を求めることができます。

② 参画事業者は、前号の調査又は監査に協力しなければなりません。

③ 正当な理由なく調査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合は、熊本県は交付決定を取り消し、販売補助金の返還を命ずることができます。

④ 監査に要する費用は、原則として参画事業者の負担とします。

## ６. 補助金の取消し

熊本県による定めに従うものとします。なお、熊本県又は事務局は、参画事業者が規程類又は通知等に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、販売補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができます。販売補助金を交付した後においても同様とします。

### ７. 補助金の返還

熊本県による定めに従うものとします。なお、熊本県は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、対象事業の全部又は当該取消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとします。返還を命じられた参画事業者は、熊本県が指定する期日までに、遅滞なく販売補助金を返還しなければなりません。

## 第３　不正利用の防止について

参画事業者は、不正利用を未然に防止し、及び排除するために必要な措置を講じてください。

## 第４　お問い合わせ先

宿泊事業者用お問い合わせ窓口
熊本ふっこう応援割事務局
TEL：0800-111-9449
（受付時間：09:30-17:30）

## 変更履歴

2026 年９月 16 日付け

**Ｐ９　第２－３－（１）－①**

（変更前）

実績報告書兼請求書（様式第７号の１）

（変更後）

実績報告書兼請求書（様式第４号の２）

**Ｐ９　第２－３－（１）-②**

（変更前）

実績内訳シート（様式３号の１）

（変更後）

実績内訳シート（別記様式第１号の１）

2026 年 10 月 16 日付け

**Ｐ２　第１－４－（１）**

（変更前）

旅館業法にもとづき旅館業の許可を受けた宿泊事業者とします。

ただし、下宿営業若しくは風営法の適用を受ける宿泊施設を除きます。また、デイユースは補助対象外です。

（変更後）

①　旅館業法にもとづき旅館業の許可を受けた宿泊事業者

②　住宅宿泊事業法（民泊新法）第 3 条第 1 項の届出にかかる住宅

ただし、旅館業のうち下宿営業、風営法の適用を受ける宿泊施設、及び国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項の認定を受けた事業を営む施設は除きます。また、デイユースは補助対象外です。